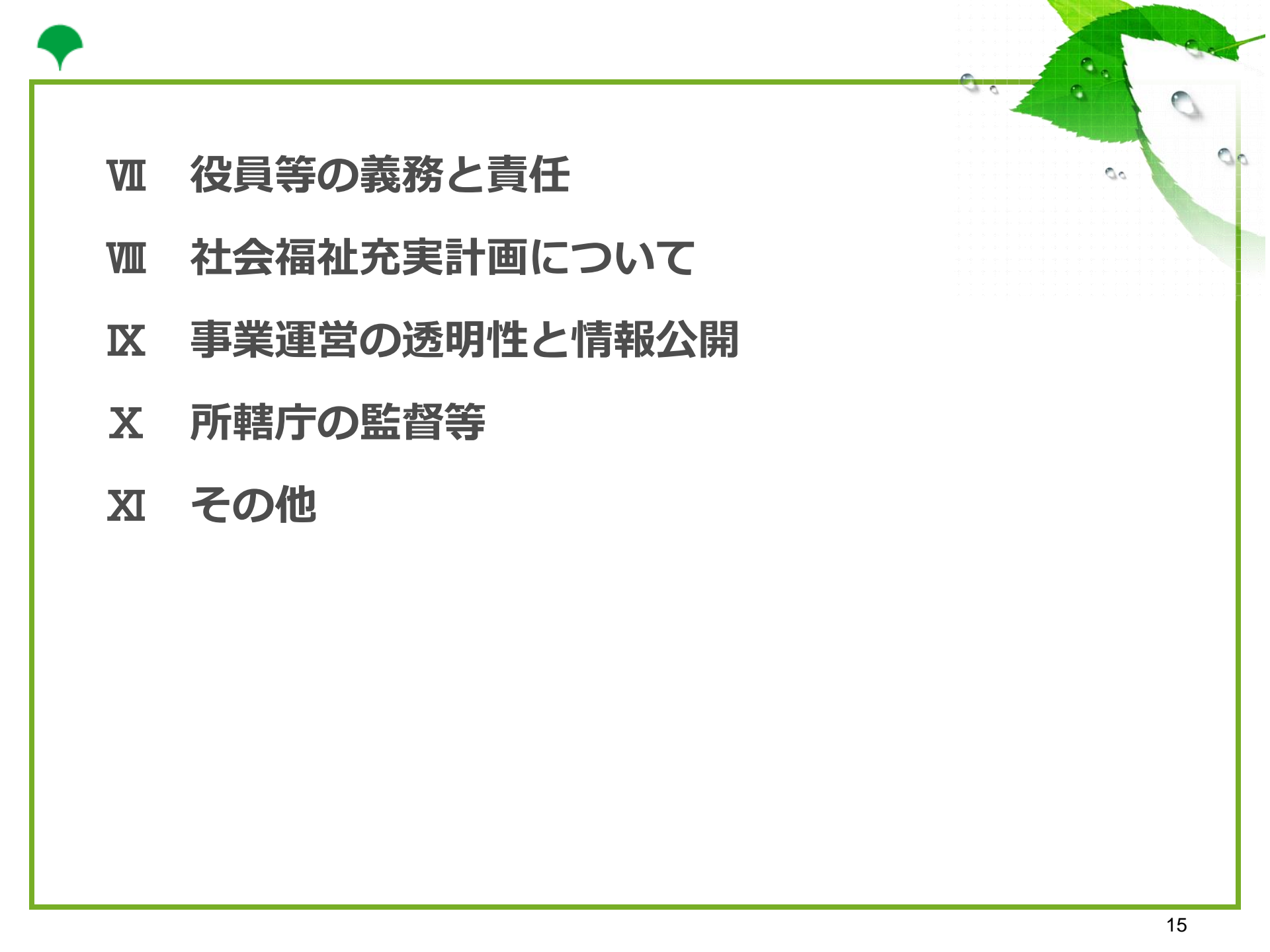




第2部 社会福祉法人の新しい経営体制

目次

- I 新しいガバナンス体制の概観
- II 現存社会福祉法人の新制度対応手続き
- III 定款及び諸規定の整備
- IV 公益非営利組織としての基本的規律
- V 役員等について
- VI 各機関の運営について

- 
- VII 役員等の義務と責任**
 - VIII 社会福祉充実計画について**
 - IX 事業運営の透明性と情報公開**
 - X 所轄庁の監督等**
 - XI その他**



I 新しいガバナンス体制の概観

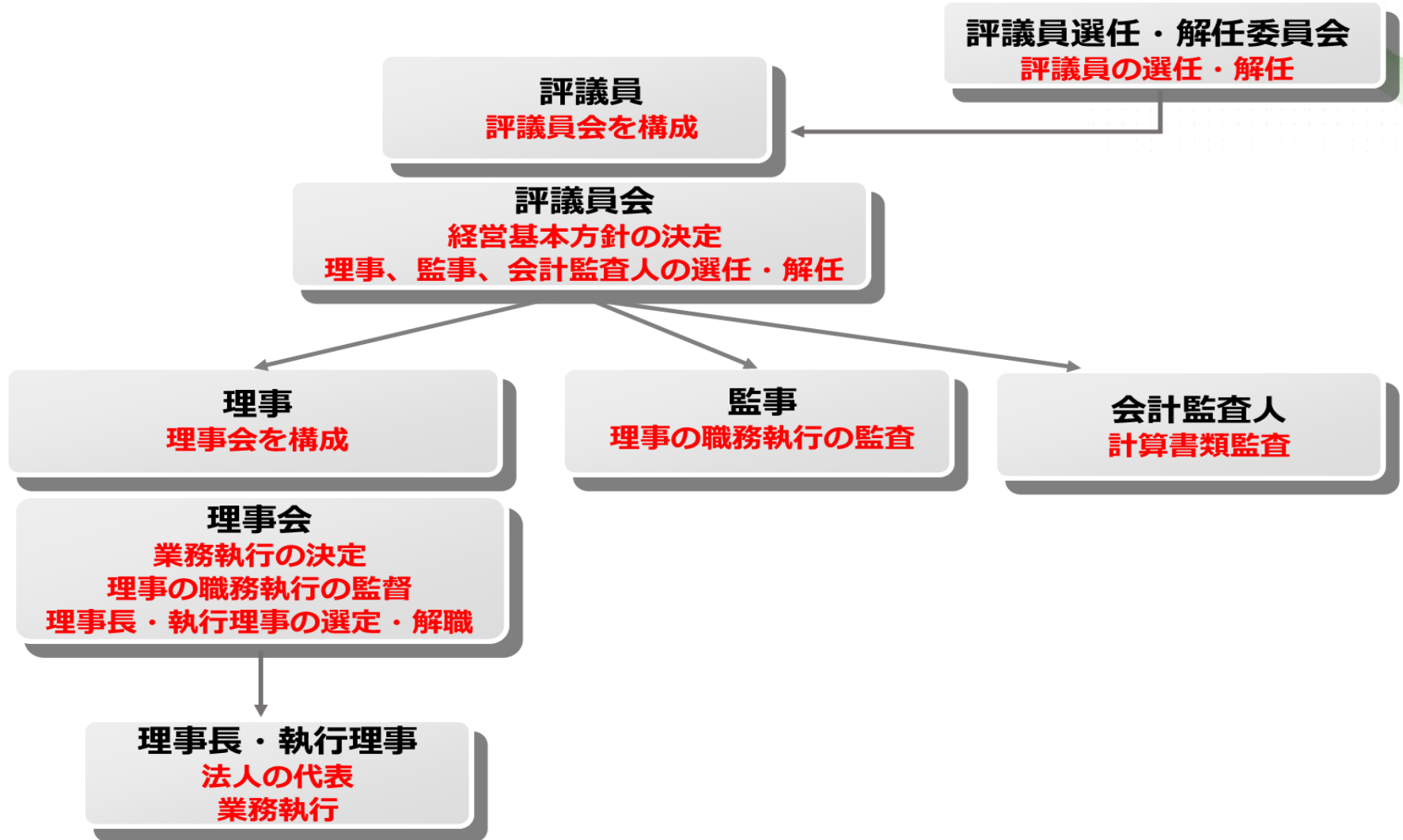
1 組織のガバナンスとは何か

決定と執行と監督の3権限が適正に分配されていること
(国のガバナンス 立法、行政、司法の3権分立)

2 社会福祉法人のガバナンス

評議員会	:基本的経営方針等の決定・承認と役員等の選・解任
理事会	:業務の執行
監事	:理事の業務執行の監督(業務と会計の監査)
会計監査人	:会計の監査

新しいガバナンスの構造



Ⅱ 現存社会福祉法人の新制度対応手続き

1 定款変更について

1) 定款変更手続き

新法施行日(平成29年4月1日)の前日までに、新法に則した定款変更をする必要があり、この定款の変更は、現理事会及び現評議員会(定款で評議員会の承認を必要としている場合)の承認を得たのち、所轄庁の申請、認可を受けて、同年4月1日よりその効力を生じる(法附則7)。

2) 変更を要する定款の規定

評議員会、理事会、役員などの機関設計に係る条項のほか、資産、会計など、ほぼ全面的に改正の必要がある。定款は法人にとっていわば憲法のような根本規則であるから、厚生労働省の定款例(平成28年11月11日事務連絡)や、法務専門家の意見も参照しつつも、他人任せにせず、理事会において慎重に検討し自主的に決定すべきである。

2 評議員及び役員等の人事について

1) 新旧評議員の任期満了と選任について

年月日	対応手続き
28年12月末まで	評議員選任・解任委員会を設置
29年3月末まで	評議員選任・解任委員会開催、最初の評議員を選任
29年3月31日	現在の評議員は任期満了
29年4月1日	新評議員就任



Q1 現在の評議員の任期満了日はいつか。

A1 平成29年3月31日で任期が満了。

Q2 新法の評議員はいつから就任するのか。

A2 平成29年4月1日より、新法による最初の評議員が就任。

Q3 最初の評議員は誰が選任するのか。

A3 評議員選任・解任委員会で選任する。

2) 評議員選任・解任委員会について

・評議員が特定の関係者に偏らないよう、評議員を選任・解任する機関として、中立的な外部有識者等が参加する委員会を設置することが厚労省より推奨されている。

・このため、外部有識者、監事、事務局員等からなる委員会の委員を任命することが必要となり、その選考作業が必要となる。通常は理事会がその作業に当たる。なお、理事が委員に就任することは、理事(会)が評議員を選任することを無効としていることから(法31⑤)、認められない。

・この委員会は最初の評議員選任だけでなく、今後の評議員選任・解任にも必要であるから、常設の機関とする。



Q1 委員は誰が任命するのか。

A1 理事会で人選し法人が委嘱する。

Q2 委員会は誰が招集するのか。

A2 理事会が決定し、理事(理事長)が招集する。

Q3 監事や事務局員が必ず委員に入らなければならないか。

A3 必ず入れなければならないということではない。

Q4 外部委員はどうか。

A4 中立性を担保するため最低1人は必要。

Q5 合計何名ぐらいが適当か。

A5 合議体の機関であることから3名以上が適当。

3) 最初の評議員の員数

- ・評議員の員数は理事の定員を超える員数でなければならない(法40③)
(たとえば理事の員数を定款で6名と決めた場合は評議員は7名以上)。
- ・ただし、平成27年度決算において収益が4億円を超えない法人は、施行日から3年間は4人以上とする(法附則10、令4)。
したがって、3年経過後は理事の員数を超える数とする原則が適用される。

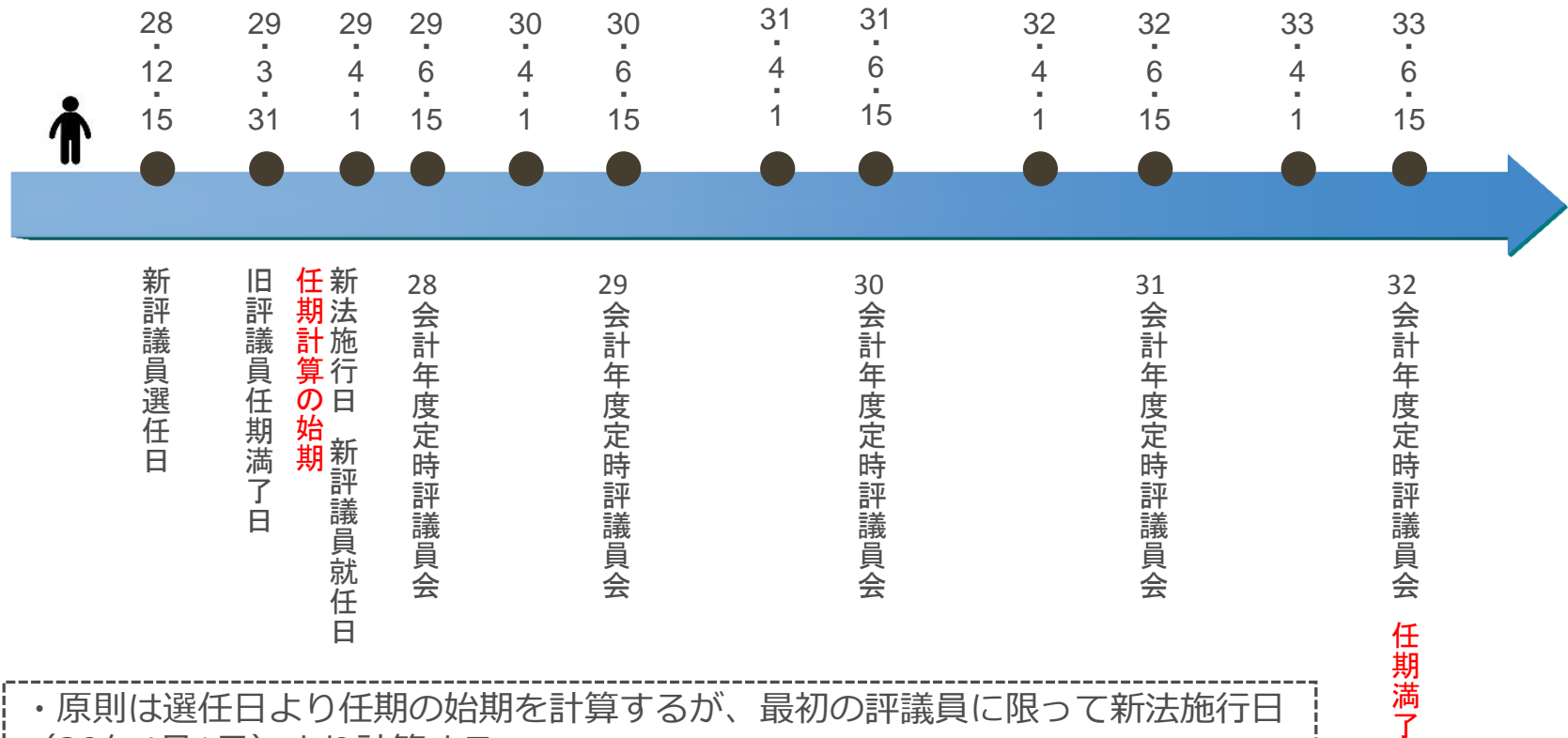
4) 最初の評議員の任期

- ・評議員の任期は選任後4年以内(定款で6年以内に伸長することが可能)に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までである。
(法41①)
- ・ただし、最初の評議員の任期の計算上は、選任日(例:平成28年12月15日)ではなく、新法施行日(平成29年4月1日)を選任日として計算する(法附則9②)

(最初の評議員任期計算図は次ページ参照)

任期計算図 1

現存社会福祉法人 最初の評議員(任期4年の場合)



- ・原則は選任日より任期の始期を計算するが、最初の評議員に限って新法施行日(29年4月1日)より計算する。
- ・「新法施行後最初の定時評議員会以降、4年以内に終了する会計年度」は、28年度より計算しその「最終のものに関する定時評議員会」は32年度決算に関する定時評議員会となる。

5) 役員（理事、監事）人事についての留意事項

従前の役員の任期	旧法下において選任され、新制度施行日現在役員である者は、自動的に新法施行日以降も役員であり、その任期は最初の定時評議員会（通常は平成29年5月～6月ごろ開催）の終結の時までとする（法附則14）
従前の役員の員数	最初の定時評議員会終結前までは、新法による定数（理事6人、監事2人以上）は適用されない（法附則12）
従前の役員の資格等	最初の定時評議員会終結前までは、新法による資格制限規定（法44④～⑦）は適用されない（法附則13）
従前の理事の代表権	新法施行前の理事の代表権については、施行日以降において選定される理事長が就任するまでの間は従前のおりとする（法附則15）



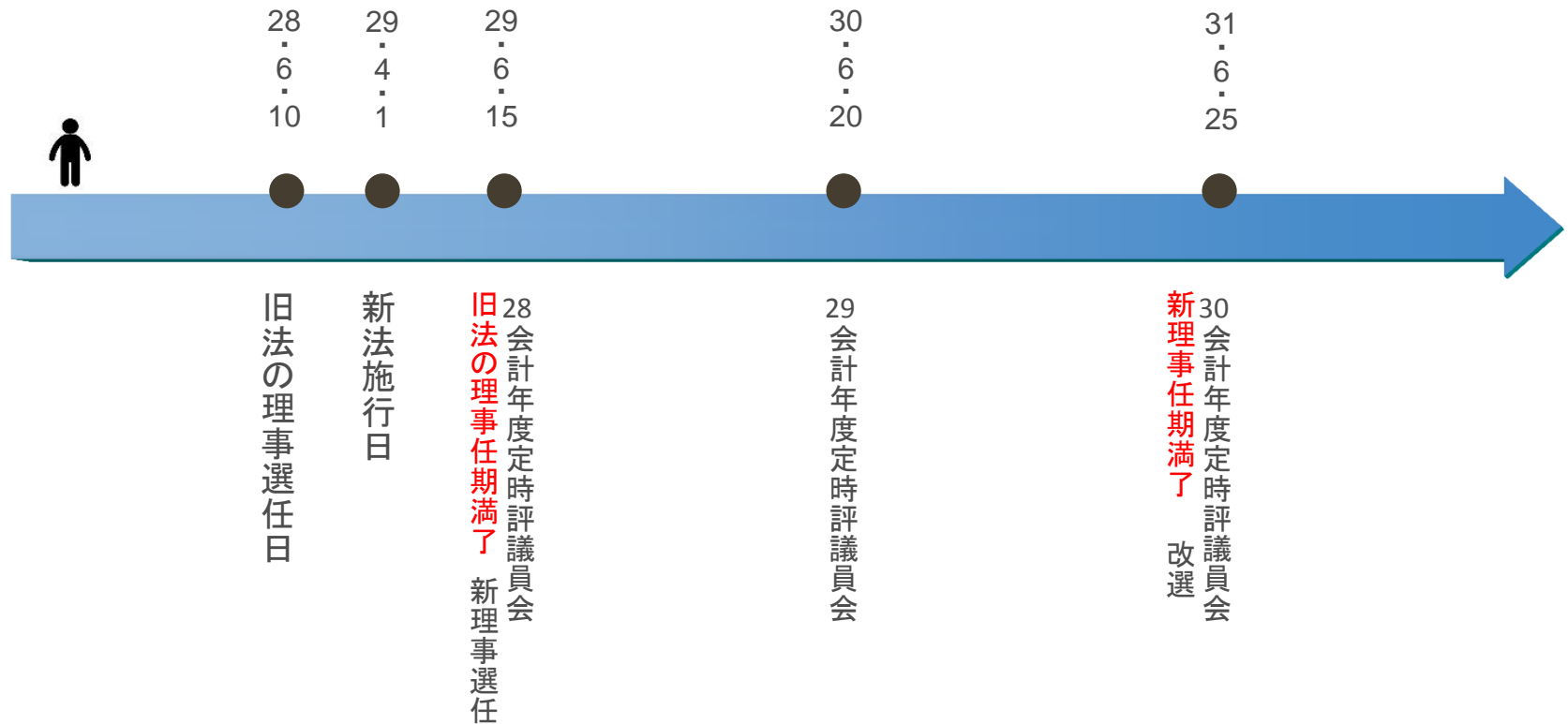
Q1 従前の役員の中には、新法により役員となれない特殊関係者がいるが、新法施行日以降定時評議員会までは役員を続けることはかまわないか。

A1 差支えない（法附則13）、ただしその場合は最初の定時評議員会において、その者を再任することができないことに留意する。

従前の理事及び新法の新理事の任期計算図は次ページ参照

任期計算図 2

現存社会福祉法人 従前の理事及び新法の新理事(任期 2 年の場合)



- ・ 従前の理事は新法施行後も最初の定時評議員会終結の時まで理事であり続ける。
- ・ 新法施行後最初の定時評議員会で任期満了となり、理事改選をする。



6) 会計監査人

(1) 必置義務

前年度決算において平成29年度から2年間は収益30億円又は負債60億円を超える法人(特定社会福祉法人等)は、必ず会計監査人を設置しなければならない。

この規模以下の法人においても任意に会計監査人を置くことができる。

(2) 候補者の選定と選任

会計監査人の選任義務は最初の定時評議員会からであるが、(法附則8)これに備えて、その候補者の選定につき準備作業を進める。

会計監査人を評議員会で選任した後、速やかに監査契約を締結する。

(3) 選定の方法

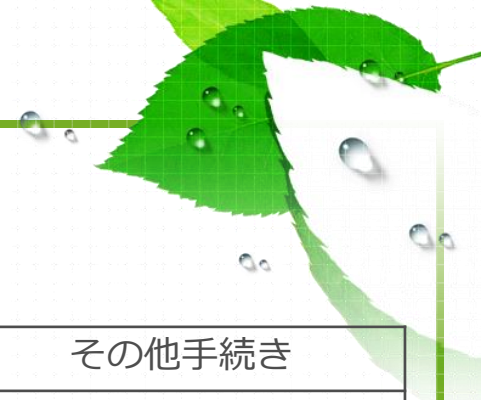
複数の候補者から監査計画、報酬見積書を徴求し、選定する。この場合、専門家を含む選定委員会を組織し、公正に選考することが望ましいが、少なくとも理事会が公正妥当な判断をし、評議員会に提出することが必要である。

(4) 最初の監査対象会計年度

最初の会計監査人の監査対象年度は平成29会計年度である。

現存社会福祉法人の新制度対応
スケジュール

	理事会	評議員会	その他手続き
平成28年 ～12月	<p>【現理事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款変更承認 ・定款細則変更承認 ・評議員選任・解任委員会規則承認 ・評議員選任・解任委員会委員選任 ・新評議員候補者承認 	<p>【現評議員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款変更承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款変更申請、認可取得
平成29年 1～3月	<p>【現理事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度事業計画・予算承認 	<p>【現評議員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新評議員選任報告 ・定款・細則変更報告 ・29年度事業計画・予算審議又は承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員選任・解任委員会開催、新評議員選任 ・社会福祉充実計画対応検討
4～6月初 旬まで	<p>【現理事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28年度事業報告・決算承認 ・新役員(会計監査人を含む)候補者名簿承認 ・役員等報酬基準案付議 ・社会福祉充実計画案承認 ・現理事長、職務担当理事報告 	<p>(4月1日新評議員就任)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告、計算書類の備置き ・公認会計士等専門家や地域住民の意見を徴しつつ、社会福祉充実計画を検討



	理事会	評議員会	その他手続き
6月中旬まで (決算理事会 より2週間後 以降)	【新役員による理事会】 ・理事長及び業務執行理事 選定（業務執行理事は任 意）	【新評議員による定時評議 員会】 ・28年度事業報告・決算 承認 ・新役員及び(会計監査人)選 任 ・役員等報酬基準案承認 ・社会福祉充実計画承認	
定時評議員会 以降			・財産目録、役員名簿、報 酬支給基準等の備置き ・事業報告、計算書類、財 産目録、役員名簿、報酬支 給基準等の所轄庁届出 ・理事長を登記 ・所轄庁宛社会福祉充実計 画承認申請



Ⅲ 定款及び諸規定の整備

1 定款について

1) 定款規定の性格と区分

定款の規定はその効果によって次の3種類がある。

(必要的記載事項)

必ず規定しなければならない、一つでも欠けると定款の効力が生じない。

(相対的記載事項)

規定すれば効力が生ずる事項。

(任意的記載事項)

法令に違反しない範囲で効力を生ずる事項。

2) 定款の作成方法

書面のほか電磁的記録をもって作成できる(法31②)。

3) 定款の変更

定款の変更は評議員会の決議を経て、所轄庁の認可を受けなければ、(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)その効力を生じない(法45の36②)。

定款記載事項

下線は変更部分

旧定款必要的記載事項	新定款必要的記載事項	相対的・任意的記載事項（例）
<ul style="list-style-type: none"> ○目的 ○名称 ○社会福祉事業の種類 ○事務所の所在地 ○役員に関する事項 ○会議に関する事項 ○資産に関する事項 ○会計に関する事項 ○評議員会を置く場合には、これに関する事項 ○公益事業を行う場合には、その種類 ○収益事業を行う場合には、その種類 ○解散に関する事項 ○定款の変更に関する事項 ○公告の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 ○名称 ○社会福祉事業の種類 ○事務所の所在地 ○<u>評議員及び評議員会に関する事項</u> ○<u>役員の数その他役員に関する事項</u> ○<u>理事会に関する事項</u> ○<u>会計監査人を置く場合には、これに関する事項</u> ○資産に関する事項 ○会計に関する事項 ○公益事業を行う場合には、その種類 ○収益事業を行う場合には、その種類 ○解散に関する事項 ○定款の変更に関する事項 ○公告の方法 	<p style="text-align: center;">（相対的記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評議員の任期を6年まで伸長する ○役員任期を1年に短縮する ○補欠評議員の任期を退任評議員の残任期とする ○議事録署名人を理事長および出席した監事とする ○理事会の決議の省略 ○理事長・執行理事の理事会への報告頻度(年2回以上) ○役員等の損害賠償責任の一部免除に関する規定 ○責任限定契約に関する事項 <p style="text-align: center;">（任意的記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業報告・予算を評議員会承認事項 ○理事会の開催頻度、時期 ○定時以外の評議員会の開催

2 諸規定の整備

法人運営	定款	人事労務関係	就業規則
	倫理規程		給与規程
	評議員会運営規程		退職金規程
	理事会運営規程		再雇用規程
	理事職務権限規程		育児休業規程
	評議員選任・ 解任委員会規程		介護休業規程
	監事監査規程		有期契約職員就業規則
	委員会等規程		労働安全衛生管理規則
役員等関係	役員及び評議員の 報酬規程	管理関係	事務局規程
	役員等の講師派遣謝金 及び原稿料規程		印章取扱規程
			経理規程



管理関係 (続き)	文書管理規程	コンプライ アンス関係	コンプライアンス規程
	出張規程		個人情報管理規程
	資金管理・運用規程		特定個人情報取扱規則
	情報公開規程		公益通報者保護規程
	リスク管理規程		苦情処理規程
	寄附金等取扱規程	施設運営関係	〇〇施設運営規程
	情報管理システムの 運用管理に関する規程		〇〇施設利用者権利擁護 規程
	社会福祉充実計画に 関する規程		〇〇施設虐待防止対応規程
			〇〇施設身体拘束対応 規程